

美馬市公告第50号

令和8年度市有林整備事業（古宮字平谷地区）の入札公告について

令和8年度市有林整備事業（古宮字平谷地区）について、入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月8日

美馬市長 加 美 一 成

1 入札に付する事項（電子入札対象案件）

- (1) 整理番号：農林委1
- (2) 委託業務名：令和8年度市有林整備事業（古宮字平谷地区）
- (3) 委託業務箇所：美馬市穴吹町古宮字平谷674-1
- (4) 委託業務内容：搬出間伐16.45ha、作業路開設1,200m、作業路搬出0.56ha、作業路補修3,030m、素材運搬1,663.2㎡
- (5) 委託業務期間：契約締結日から210日間
- (6) 設計金額：22,628千円（税抜き）
- (7) 入札の失格及び無効：「入札後審査方式一般競争入札（価格競争）の共通事項（以下「共通事項」という。）」の2及び3に示すとおりである。
- (8) その他
 - ① この入札は、原則として、徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。
 - ② この入札は、価格競争落札方式により執行する。
 - ③ この入札は、美馬市契約事務規則（平成17年美馬市規則第39号）第21条の規定による最低制限価格制度を適用する。なお、その算出方法については、別に定める最低制限価格算出方法<業務委託>の屋外での作業を主とする維持管理業務を適用する。
 - ④ 未公表の入札情報を不正に入手しようとした場合には、美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成17年美馬市告示第62号）に基づき入札参加資格停止になることがある。
 - ⑤ 入札参加者が1者となった場合においても入札を執行する。
 - ⑥ その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

2 入札手続等に関する事項

(1) 契約条項の閲覧等

入札手続	期 間	場 所 等
契約条項の閲覧	令和8年5月8日（金）～ 令和8年5月28日（木）	美馬市ホームページ
設計図書等の閲覧	令和8年5月8日（金）～ 令和8年5月28日（木）	美馬市ホームページ
設計図書等に関する質問書の提出	令和8年5月8日（金）～ 令和8年5月15日（金）	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市役所北館3階企画総務部総務課 E-mail:soumu@mima.i-tokushima.jp
設計図書等に関する質問書に対する回答書の閲覧	令和8年5月19日（火）～ 令和8年5月28日（木）	美馬市ホームページ

※1：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、市の休日（美馬市の休日を定める条例（平

成 17 年美馬市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く、午前 10 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)とする。

※ 2 : 設計図書等に関する質問書 (質問事項を記載した書面 (任意様式も可)) は、持参、郵送又は電子メール (郵送又は電子メールによる場合は、送付又は送信後に電話により受取について確認すること。)により提出するものとし、ファクシミリによるものは、受け付けない。提出先は、美馬市企画総務部総務課

(電話 : 0883-52-1212、電子メールアドレス : soumu@mima.i-tokushima.jp) とする。

なお、質問書に対する回答は、回答書を美馬市ホームページ (入札情報) に掲載する。

※ 3 : 入札公告、関係書類、図面等の全ての設計図書等の情報は、美馬市ホームページ (入札情報) に掲載している。

※ 4 : 紙閲覧を希望する事業者は、5 (2) の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 入札書の提出等

入札手続	期間・日時	場 所 等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和 8 年 5 月 11 日 (月) 午前 8 時 30 分 ~ 令和 8 年 5 月 25 日 (月) 午後 5 時	電子入札システム
入札書及び見積書 (積算内訳書) の提出	令和 8 年 5 月 26 日 (火) 午前 8 時 30 分 ~ 令和 8 年 5 月 28 日 (木) 午後 2 時	電子入札システム
開札執行	令和 8 年 5 月 29 日 (金) 午前 9 時 40 分	美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地 美馬市役所南館 3 階 304 会議室

※ 1 : 電子入札に関する運用及び基準については、「美馬市電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格 (以下「参加資格」という。) は、共通事項の 4 に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 令和 8 年度的美馬市入札参加有資格業者名簿 (以下「参加資格業者名簿」という。) に記載されている者であること。
- (2) 次の要件のいずれかに該当するものであること
 - ① 森林組合法 (昭和 53 年法律第 36 号) に基づき設立された森林組合及び森林組合連合会であること。
 - ② 林業労働力の確保の促進に関する法律 (平成 8 年法律第 45 号) に基づき認定された林業事業体 (認定林業事業体) であること。
 - ③ 徳島県に登録された登録林業事業体であること。
- (3) 主たる営業所 (本社・本店) が徳島県内にある者であること。
- (4) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関の発注した同種事業の元請けとして、平成 28 年 4 月 1 日からこの入札の入札公告日までの間に完了した業務における施工実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20 パーセント以上の場合に限る。

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる一般競争入札参加資格審査申請書 (様式第 1 号。以下「申請書」という。) の提出を行う際、(1) に規定する入札参加資格確認資料 (以下「確認資料」という。) を同時に提出しなければならない。

なお、提出期間は、2 の (2) の入札参加資格審査申請書等の提出期間とする。

(1) 確認資料

入札に参加しようとする者は、共通事項の 5 に基づき次に掲げる資料を作成し、提出すること。

① 入札参加資格確認票（様式第 2 号）

② 入札参加資格確認申出書（様式第 3 号）

落札候補者を決定するまでは、原則として、提出された申請書により審査を行うので、様式等の取り違え、記述漏れ等がないよう注意すること。

なお、審査は申請書等を印刷して行うので、申請書等の各ページには、必ず「商号又は名称」等を記述すること。記述漏れとなったページにより、参加資格が確認できない場合は無効とする。

③ア 業務の履行実績（様式第 3 号）

3 の（4）に規定する業務に該当する履行実績について、最大 3 件まで記載し、提出すること。

(2) 落札候補者として決定された者は、共通事項の 5 に規定する追加書類を提出するものとする。

5 問い合わせ先

(1) 入札及び入札参加資格に関する事項

徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地

美馬市企画総務部総務課（電話 0883-52-1212）

(2) 業務内容に関する事項

徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地

美馬市経済部農林課（電話 0883-52-5609）